

令和7年(1月～8月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種		令和7年(1月～8月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		231	(1)	100.0	(100.0)	245	(1)	100.0	(100.0)	-14	()	-5.7%	()
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		114	(1)	49.4	(100.0)	116	(1)	47.3	(100.0)	-2	()	-1.7%	()
製 造 業		47		20.3	()	47		19.2	()		()		(-)
鉱 業					()				()		()	-	(-)
建 設 業		16		6.9	()	22	(1)	9.0	(100.0)	-6	(-1)	-27.3%	(-100.0)
運 輸 交 通 業		37	(1)	16.0	(100.0)	34		13.9	()	3	(1)	8.8%	(-)
貨 物 取 扱 業		11		4.8	()	11		4.5	()		()		(-)
農 林 業		1		0.4	()				()	1	()	-	(-)
畜 産 ・ 水 産 業		2		0.9	()	2		0.8	()		()		(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		117		50.6	()	129		52.7	()	-12	()	-9.3%	(-)
商 業	卸 売 業	2		0.9	()	2		0.8	()		()		(-)
	小 売 業	23		10.0	()	19		7.8	()	4	()	21.1%	(-)
	上 記 以 外 の 商 業	11		4.8	()	9		3.7	()	2	()	22.2%	(-)
	計	36		15.6	()	30		12.2	()	6	()	20.0%	(-)
通 信 業		5		2.2	()	7		2.9	()	-2	()	-28.6%	(-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	9		3.9	()	13		5.3	()	-4	()	-30.8%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	26		11.3	()	33		13.5	()	-7	()	-21.2%	(-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業				()				()		()	-	(-)
	計	35		15.2	()	46		18.8	()	-11	()	-23.9%	(-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	7		3.0	()	14		5.7	()	-7	()	-50.0%	(-)
	ゴ ル フ 場				()				()		()	-	(-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	3		1.3	()	4		1.6	()	-1	()	-25.0%	(-)
	計	10		4.3	()	18		7.3	()	-8	()	-44.4%	(-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	3		1.3	()	5		2.0	()	-2	()	-40.0%	(-)
	廃 棄 物 処 理 業	9		3.9	()	2		0.8	()	7	()	350.0%	(-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	1		0.4	()	2		0.8	()	-1	()	-50.0%	(-)
	計	13		5.6	()	9		3.7	()	4	()	44.4%	(-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	3		1.3	()	5		2.0	()	-2	()	-40.0%	(-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	9		3.9	()	10		4.1	()	-1	()	-10.0%	(-)
	計	12		5.2	()	15		6.1	()	-3	()	-20.0%	(-)
金 融 広 告 業		2		0.9	()	2		0.8	()		()		(-)
映 画 演 劇 業					()				()		()	-	(-)
教 育 研 究 業		3		1.3	()	2		0.8	()	1	()	50.0%	(-)
官 公 署		1		0.4	()				()	1	()	-	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		43	(1)	18.6	100.0	42		17.1		1	(1)	75.0%	(-)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。